

豊能水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年3月1日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第9号

豊能水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例
施行規程の一部を改正する規程

豊能水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成31年大阪広域水道企業団管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="245 869 671 972"><u>豊能地域水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程</u></p> <p data-bbox="153 1037 212 1066">目次</p> <p data-bbox="181 1093 517 1122">第1章—第3章 （略）</p> <p data-bbox="181 1149 783 1216">第4章 料金、加入金、手数料等（第19条—<u>第28条の2</u>）</p> <p data-bbox="181 1243 517 1272">第5章・第6章 （略）</p> <p data-bbox="181 1299 244 1328">附則</p> <p data-bbox="197 1393 292 1422">（趣旨）</p> <p data-bbox="153 1449 783 1805">第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、<u>豊能地域水道事業</u>（大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第2号）第3条第2項第1号イに定める<u>豊能地域水道事業</u>をいう。以下同じ。）に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="197 1870 485 1899">（工事費の算出方法）</p> <p data-bbox="153 1926 355 1955">第14条 （略）</p> <p data-bbox="181 1982 453 2011">（1）・（2） （略）</p>	<p data-bbox="906 869 1332 972"><u>豊能水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程</u></p> <p data-bbox="809 1037 868 1066">目次</p> <p data-bbox="837 1093 1173 1122">第1章—第3章 （略）</p> <p data-bbox="837 1149 1439 1216">第4章 料金、加入金、手数料等（第19条—<u>第28条</u>）</p> <p data-bbox="837 1243 1173 1272">第5章・第6章 （略）</p> <p data-bbox="837 1299 900 1328">附則</p> <p data-bbox="853 1393 948 1422">（趣旨）</p> <p data-bbox="809 1449 1439 1805">第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、<u>豊能水道事業</u>（大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第2号）第3条第2項第1号イに定める<u>豊能水道事業</u>をいう。以下同じ。）に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="853 1870 1141 1899">（工事費の算出方法）</p> <p data-bbox="809 1926 1015 1955">第14条 （略）</p> <p data-bbox="837 1982 1109 2011">（1）・（2） （略）</p>

(3) 労力費は、管類の継手作業、栓類の取付作業、掘削作業その他の作業については、それぞれの作業に要する労力費の算定歩掛にその作業に従事する配管工及びその他の就労者賃金の額を乗じて算定する。この場合における労力費の算定歩掛、配管工及びその他の就労者賃金の額は、別に定める。

(4)・(5) (略)

(使用水量の認定)

第21条 条例第29条の規定による使用水量の認定は、次に掲げる水量により行う。

(1) 前年同期間の使用水量

(2) 前号の規定によることが適当でないとき、直前の計量期間における使用水量

(3) 前号の規定によることが適当でないとき、直前12か月間における平均使用水量

(4) 前号の規定によることが適当でないとき、10日以上の使用日数に基づく日割計算水量

2. 前項各号の規定により認定を行うことが適当でないとき、その都度最善な方法により行うものとする。

3. 使用水量の認定において、1立法メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第23条 削除

(3) 労力費は、管類の継手作業、栓類の取付作業、掘削作業その他の作業については、それぞれの作業に要する労力費の算定歩掛にその作業に従事する配管工及びその他の労務者賃金の額を乗じて算定する。この場合における労力費の算定歩掛、配管工及びその他の労務者賃金の額は、別に定める。

(4)・(5) (略)

(使用水量の認定)

第21条 条例第29条の規定による使用水量の認定は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 前6月の平均使用水量とする。ただし、使用者が該当する6月の間居住していない場合又は生活状況が著しく異なる場合は、月数を短縮することができる。

(2) 前年同月の使用水量とする。

(3) 前2号に該当しない場合は、計量不能月後の1月の平均使用水量とする。ただし、使用者が該当する1月の間居住していない場合又は生活状況が著しく異なる場合は、日数を短縮することができる。

(一時使用の場合の概算料金の前納)

第23条 条例第34条第1項の規定による概算料金の前納は、給水装置の新設、改造及び増設の工事に伴い、一時的に給水装置を使用する場合に行わなければならない。ただし、他の給水装置を使用して当

<p>第24条 削除</p> <p>第28条 (略)</p> <p>(料金等の減免)</p> <p>第28条の2 条例第44条の規定による料金等の減額又は免除(以下「減免」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときに行うことができるものとする。</p> <p>(1) 条例第23条第1項に規定する善良な管理者の注意をもって給水装置が管理されていたにもかかわらず、不可抗力により漏水が発生したとき。</p> <p>(2) 前号に規定するもののほか、企業長が公益上その他特別の理由があると認めるとき。</p> <p>2 前項第1号の規定により減免を受けようとする者は、給水装置の修繕を行った後、企業長が別に定めるところにより申請しなければならない。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、第1項第1号に係る料金等の減免に関し必要な事項は、企業長が別に定める。</p> <p>第5章 (略)</p>	<p>該工事を施行できる場合はこの限りでない。</p> <p>(一時使用の場合の概算料金の算定方法)</p> <p>第24条 前条の概算料金の額は、100,000円とする。ただし、企業長が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>第28条 (略)</p> <p>第5章 (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
(能勢町との水道事業の統合に伴う経過措置)
- 2 この規程の施行の前日に、廃止前の能勢町水道事業給水条例施行規則(平成19年能勢町規則第17号)その他の水道事業に関する規程(以下「町規則等」という。)の規定によりなされた申込み、手続その他の行為は、この規程中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。